5　事業を開始等したため、この申請書を提出する場合の記載及び提出方法

(1)　この申請書は、原則として、申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局の長に対し、事業を開始等した日の翌日から2か月以内に受給資格者証(受給資格者証の交付を受けていない場合には、離職票)を添えて提出すること。

また、この場合、代理人又は郵送による提出でも差し支えないこと。

(2)　2欄については、「受給期間」を○で囲むこと。なお、事業の開始等による教育訓練給付適用対象期間の延長申請はできないこと。

(3)　受給資格者証の交付を受けている場合は、5欄の記載を省略して差し支えないこと。

(4)　受給資格者証の交付を受けていない場合は、6欄は記載しないこと。

(5)　7欄は「ハ」を○で囲むこと。

(6)　8欄は有期の事業を予定している場合には、事業の実施予定期間を記載すること。

なお、有期の事業でない場合には末日は記載しないこと。

(7)　9欄は記載しないこと。

(8)　事業の開始等により受給期間の延長等を申請する場合は、申請書下方の「第31条第1項・第31条の3第1項・」及び「、第101条の2の5第1項の規定により教育訓練給付に係る適用対象期間の延長」の文字を抹消すること。